

# 政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第12号 2020年10月

本号の目次

1. 第11回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって
2. 事務局だより

## 第11回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって

### 第11回政治経済学会研究大会・総会を ふりかえって

事務局長 多湖 淳

2020年9月18日(金)および24日(木)にオンライン会議システムのZoomで、政治経済学会の第11回研究大会が開催されました。今大会は、新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、2020年3月に企画されていた大会が延期され、その後、当面早稲田大学でのオンサイト開催の見通しが立たないことを受け、急遽特別な対応として、オンラインで開催いたしました。通常の形式とは異なり、多くの制約のある中でみなさまにご発表、ご参加いただきましたこと厚く御礼申し上げますとともに、主催事務局長として深くお詫び申し上げます。

本大会は、9月18日(金)に自由企画セッション、24日(木)に自由論題セッションを開催し、また学会ウェブページ上にポスターを掲載する形のポスターセッションを実施しました。詳細は、以下の各分科会の報告をご覧ください。

前年通り、研究大会等の準備段階から

当日の運営にいたるまで、早稲田大学政治経済学術院の助手の皆様、事務の方々にご多大なお力添えをいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

2021年度の研究大会は、2021年3月10日(水曜日)に開催される予定ですが、新型コロナウイルス感染症について現在と同じような状態が継続する限り、オンラインでの開催となってしまうことが否めません。通常のオンサイトの学会とは異なる環境下であることをあらかじめご了解いただければ大変幸いに存じます。

今年度も、自由論題、自由企画セッションが設置される予定です。政治経済学会の会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。自由論題・自由企画の応募の(第一次)締め切りは、2020年12月21日(月)15時に事務局必着とさせていただきます。おそらく、第一次募集に間に合ったものは希望通り採択させていただけるのではないかと思います (第二次募集の可能性もありますが、それは一次募集で多くの申し込みがあれば行いません→Webページで情報をアップデートさせていただきます)。詳細につ

きましては、以下の事務局だよりをご覧ください。また、ご質問は事務局までお問い合わせいただけますと幸いです。

最後に、本学会の研究大会を盛り上げるため、2018年度の総会において大会企画費を新しくお認めいただきました。みなさまが企画をなさる際に、活用していただける可能性がある予算です。なお、15万円（総額であり、各企画への配分はより少ないものとなります）という金額の制約もあり、この活用を希望されたい方は事務局まで早めにご相談ください。

## 各分科会の報告と討論

### 〈自由企画：現代中国のメディアとその受容—制度・市場・オーディエンス—〉

報告：工藤 文（早稲田大学）「中国の新聞所有の曖昧さ—新聞管理制度の変遷から—」

報告：于 海春（早稲田大学）「党国体制下における新聞の商業化—地域比較の視点から—」

報告：上村 陽子（大妻女子大学）「中国における日本製化粧品広告とその受容—能動的なオーディエンスに着眼して—」

報告：王 冰（北海道大学）「中国の「自媒体」によるエンパワメントと市民社会への示唆—2018年の欠陥ワクチン事件を事例に—」

### 自由企画報告書：

習近平政権以降、中国メディア研究では中国共産党による上から下へのトップダウンによるメディアの言論統制強化に注目が集まるようになってきている。しかし、1978年に始まった改革開放以降、メディアは政治経済環境の変化とあわせてボト

ムアップの要求によっても絶えず変化を続けてきた。さらに、情報環境の発達によってオーディエンスは自律性を持ち、自らの要求を SNS によって表明できるようになっている。したがって、メディアの変化を統制と人々の要求のせめぎ合いの中で捉え、オーディエンスによるメディア受容を明らかにする必要がある。

以上の問題意識を背景に、本企画は「現代中国メディアとその受容」をテーマに制度・市場・オーディエンスの3つの観点から報告と議論を行った。始めに多湖事務局長による開催宣言があった後、4名が報告を行った。各自の報告内容は次の通りである。

工藤報告は「中国の新聞所有の曖昧さ—新聞管理制度の変遷から—」をテーマに、中国における新聞の所有の曖昧さが中国のメディア統制の特徴であることを論じた。本報告では新聞に対する政策文献や二次文献の分析から、中国の新聞の所有が資本・管理・ライセンス・イデオロギーの4つの層によって成り立つ構造を指摘した。このような多層構造は、党が新聞の所有を独占しながらも、他の層では一部の多様な資本を受け入れる余地となり、商業化に対応することを可能にしたことを示した。

于海春報告は「党国体制下における新聞の商業化—地域比較の視点から—」のテーマで、地域比較のアプローチから、党国体制下中国における主要な地域新聞市場の特徴をとらえ、新聞の商業化の程度における地域差異の存在を明らかにした。各地域の詳細な新聞発行データを入手し寡占化指数（HHI 値）を算出することによって、それぞれの地方において、相対的に独立したローカル新聞市場が形

成していたことを実証した。ここから、全国的に中国の新聞市場を一つまとまりの市場と捉える先行研究の問題点を指摘した。

上村報告は「中国における日本製化粧品広告とその受容～能動的なオーディエンスに着眼して～」のテーマで報告を行った。グローバル経済下の中国では、日本の化粧品広告を通じて女性の美の規範化が生産・流通されている。報告ではヘアケア広告の実例を提示しながら「東洋美」、「高級感」などが付与されことで女性イメージが商業的に利用される問題点が指摘された。他方で、受け手はそれを異なる解釈で消費しジェンダー規範への抵抗を示すメッセージを発信しており、国境を超えた個と個の連帯が規範への社会的抵抗に繋がる可能性を論じた。

王冰報告は「中国の『自媒体』によるエンパワメントと草の根の世論の形成—2018年の欠陥ワクチン事件を事例に」のテーマで報告を行った。個人で情報発信が可能な「自媒体(We-Media)」を通じた「草の根のオピニオンリーダー」の活躍が目覚ましいことを多様な情報源に基づき明らかにした。中国の有力紙『南方週末』の元記者がワクチンの欠陥を指摘する投稿を行って以降、主にソーシャル・メディアを通じて関心が集まり、政府の政策変更に至らした。このような新しい形のジャーナリズムは従来の情報発信におけるヘゲモニーを打ち破る可能性を示唆している。

報告後、4つの共通テーマを提示しディスカッションを行った。テーマ①では、習近平政権下におけるメディアの統制強化とオーディエンスの自律性をいかに捉えるか、という問題提起が行われた。上

村氏はメディア規制が行われた後、そこからどのように SNS での議論が広がっていくことを捉えることがオーディエンスの自律性を捉えることにつながるのではないかと論じた。王冰氏は中国メディアを単に批判するのではなく、今の中国の現状を内部観察者の視点から分析することの重要性を訴えた。

テーマ②では中国メディアを研究する上での質的・量的データの収集について議論した。近年データベースの使用が研究において必要不可欠となっており、その一例として于海春氏が中国の新聞記事データベース「Wise-news」や「apabi」の使用方法を実際の画面を紹介しながら説明した。また、王冰氏は中国の社会調査データを収集する会社が多数存在しており、これらのデータの有効活用を提案した。

テーマ③は西欧発のメディア理論の応用における有効性と問題点として、工藤はこれらの分析枠組みが中国のメディアを捉えることに役立ったものの、理論への十分なフィードバックを行ってこなかったのではないかと問題意識を指摘した。

テーマ④では若手研究者が子育てをしながら研究・キャリア形成をすることの問題について各自の工夫や考えが話し合われた。上村氏からは育児によって研究が滞ることに焦りを感じたことや、しかし気持ちの持ち方が変化し研究の進め方についても工夫を行うようになったことが紹介された。この他にも各自の経験が話し合わせ、子育てと研究の実施には多様な形があることが提示された。また、多湖事務局長からはキャリア形成について今後も議論を重ねることの必要性が述

べられた。

本自由企画では各専門分野の報告に加え、議論は大変盛り上がり実際の予定時間を過ぎて終了することになった。本企画をきっかけに引き続き若手による中国メディア研究者の交流と研究発展につなげることにしたい。

## <自由論題 (1)>

報告：黒木 美來 (早稲田大学) 「1940年代後半の「民間」の欧州統合構想における民主主義と人権保障—1948年5月ハーグ会議での議論を中心に」

黒木報告の要約：

今日の欧州連合 (EU) の母体と言われるのは、1952年に誕生した欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) である。この ECSC の誕生から欧州統合の制度発展史が描かれることが多いが、その3年前には、人権、民主主義、法の支配、文化協力を重視する欧州評議会 (Council of Europe : CoE) が、欧州統合の文脈の中で設立された。CoE は、元々政治統合の議論の中で設立された国際機構であったが、設立過程交渉ならびに設立後の機構内議論によって、徐々に機構の性格が変質していったのである。

CoE の一つの重要な特徴は、その人権保障にある。設立直後の1950年11月には「欧州人権条約」が署名され、53年9月に発効となった。そして人権保障を担保する装置として、59年にはフランスのストラスブールに「欧州人権裁判所」が設置され、61年には社会権を規定した「欧州社会憲章」が採択された。欧州人

権レジームの中核を成す CoE の構想の起源がどこにあるのかという点は、機構史においても、また欧州統合史においても重要な点であるが、未だ明らかな答えは見出されていない。

本報告では、上記の問いに迫るための前段階として、1948年5月に開催された「ハーグ会議」における欧州統合議論について分析を試みた。ハーグ会議とは、「民間」の欧州統合運動団体が主催した国際会議で、欧州各国の元首相や大臣などの要人を含む約800名が参加した大規模な国際会議であった。会議では、政治・経済・文化の3つの側面から将来の欧州統合構想が話し合われ、欧州各国政府やメディアからも注目を集めた。

CoE 構想の起源を探るという点においてハーグ会議に着目する理由は、CoE の設立過程交渉ならびに設立直後の機構内議論において、ハーグ会議参加者の活躍が示唆されているためである。彼らの構想の起源を探るには、その個人的なバック・グラウンドだけでなく、欧州統合について、特に政治的・文化的側面について議論を深めた「ハーグ会議」における議論を分析する必要があるのである。以上の理由から、本報告では事例としてハーグ会議を取り上げ、民主主義や人権保障に関する議論がどのような参加者の中でどのように行われたのかについて一次史料を用いて分析を試みた。

## <自由論題 (2)>

報告：福島 弦 (早稲田大学) 「Making Sense of the State's Right to Rule: A Hohfeldian Analysis」

討論：瀧川 裕英 (東京大学)

福島報告の要約：

The presentation addressed the following question: What is the state's right to rule its subjects, conceptually speaking? To address this question, the presentation used Wesley Newcomb Hohfeld's scheme of right and asked which Hohfeldian incidents constitute the right to rule. The presentation first rejected the "Liberty-Right Interpretation" of the right to rule by pointing out that, first, it does not correspond with the normative heterogeneity of our legal system, and second, it cannot explain the state's claim of the subjects' obligation to obey. Next, the presentation rejected the "Claim-Right Interpretation" by pointing out that it faces the following three problems. First, like the Liberty-Right Interpretation, it does not correspond with the normative heterogeneity of our legal system. Second, there is a striking disanalogy between how the state imposes an obligation and how a claim-right imposes an obligation. Third, it has an implausible implication that the subjects' duty to obey is owed to the state instead of other subjects. Finally, the presentation argued for the "Power Interpretation" by maintaining that it can overcome all three problems that the Claim-Right Interpretation faces.

The commentator raised two questions on the scope of the presentation. First, it was pointed out that the conceptual analysis provided by the presentation may not apply to the more primitive legal systems than the contemporary ones. Second, doubts were raised that the presentation is guilty of the "legalization of politics," since it

exclusively focuses on the state's right with regard to a legal system and its functions. In response to the first comment, the presenter provided a methodological clarification that the presentation intended to conduct a conceptual analysis of the right to rule of the contemporary state. In connection with this point, the presenter replied to the second point by claiming that the legalization of politics does not pose a problem to the project of the presentation, since there is a widely-shared belief that the contemporary state lacks the right to the extrajudicial exercise of political power.

### <自由論題 (3) >

報告：奥野 哲士 (早稲田大学) 「「グレイト・コミュニティ」の美学的・倫理的・論理学的条件 —パパスのデューイ解釈の批判的検討を通じて—」

討論：大賀 祐樹 (聖学院大学)

奥野報告の要約：

奥野報告は、J.デューイの『公衆とその諸問題』におけるグレイト・コミュニティ論の解釈を目的とした。具体的には、グレイト・コミュニティ成立のための美学的・倫理的・論理学的条件がいかなる関係にあるのかを解釈することを目的とした。

この目的を果たすために、報告者はG.F.パパスのデューイ解釈を批判的に検討した。パパスの解釈とは、あるべき生き方やあるべき問題解決方法を提示するのがデューイの倫理学であり、この倫理学のなかにデューイの美学的な側面と論

理学的な側面が含まれている、とする解釈であった。この解釈に対して、報告者はその内的不整合を指摘した。具体的には、実際にパパスが提示しているのはデューイの倫理学というよりデューイの論理学であり、デューイの論理学はあるべき生き方もあるべき問題解決方法も提示しない、と指摘した。

パパスの解釈を修正したうえで、報告者は次のような解釈を提示した。すなわち、グレイト・コミュニティの条件とは、事実上その論理学的条件のことであり、論理学的条件のなかには美学的な側面と倫理学的な側面が含まれている、という解釈を提示した。

報告に対し、討論者の大賀氏から以下三つの疑問が示された。①デューイが異なる著作で展開する美学の論述をなぜ結びつけるのか。②本報告で示唆される、民主的ではないグレイト・コミュニティとは、具体的にどのようなコミュニティなのか。③本報告にはいかなる現代的意義があるのか。

これらの疑問に対して、報告者は以下のように返答した。①『公衆とその諸問題』で明確に説明されていない点、すなわち、社会的探究の過程で公衆がアーティストとしての役割を担いうる、という点を理解するためである。②本報告で扱わなかったデューイの著作も併せて検討する必要があるため、今後の課題とした。③デューイはあるべき生き方を提示しているわけではないとする本報告の解釈は、近年デューイに向けられている批判、すなわち、現代の多様な社会と両立しないあるべき生き方をデューイは提示している、という批判に応じる道を開きうる。

#### <自由論題(4)>

報告：押谷 健（早稲田大学）「Do We Have a Right to Rightful Lives? Contractualism and Agential Injustice」  
討論：杉本 俊介（大阪経済大学）

押谷報告の要約：

This paper explored the phenomenon of agential injustice, which occurs when individuals can be said to have suffered a wrong, precisely by virtue of being compelled, through certain aspects of their situation, to wrong others. Despite its ubiquity, the phenomenon of agential injustice has not been sufficiently well-understood. In part, this may be due to the fact that contemporary moral philosophers tend to focus primarily on the ways in which morality constrains the agent to take the claims and demands of other people into account in our deliberation. Yet, emphasizing the “other-directed” aspect of morality may obscure how morality also possesses an important “self-directed” aspect as well. In particular, it seems there is a sense in which the moral agent to whom these claims and demands are addressed can also be said to possess a legitimate interest in securing the conditions necessary for her to access and sustain a morally good life, which is taken to mean a life in which one can enter into and maintain morally justifiable relations with others.

Conceptualizing the morally justifiable life as a valuable end in its own right allows us to draw two lessons that traditional approaches have tended to

overlook. First, the opportunity to access and maintain morally justifiable relations with others might plausibly be regarded as a good; namely, something that individuals may possess to greater and lesser degrees depending on their position in society, and whose adequate provision is necessary in order for an individual to live an objectively worthwhile life. Second, insofar as it is generally the case that the distribution of opportunities to access important goods generates claims of justice, individuals can be seen as possessing a moral claim in ensuring that the opportunity to access a morally justifiable life is fairly distributed in society. In short, people's interest in morality can be viewed as grounding a claim to morality. The violation of this claim gives rise to what I am calling agential injustice.

This paper employed the framework of Scanlonian contractualism to analyze and defend the phenomenon of agential injustice. According to contractualism, agents will lack equal access to morally justifiable lives when they lack equal access to the valuable relationship of mutual recognition; a relationship that is realized when agents relate to each other in ways that the other could not reasonably reject. Whether this kind of inequality counts as an injustice will thus depend on whether social and political arrangements that deny individuals fair access to the relationship of mutual recognition could be permitted by principles that no one could reasonably reject. The paper argued that the answer to this question is that it could not. In light of the overriding importance that contractualism

attributes to the relationship of mutual recognition, there is strong reason to believe that an individual could reasonably reject a principle that failed to accord her a fair and adequate opportunity to access this value.

In his comments, the discussant, Professor Shunsuke Sugimoto (Osaka University of Economics), challenged the argument of the presented paper on broadly three grounds. First, while the paper had adduced a set of examples which purportedly feature individuals engaging in morally wrong acts due to circumstances that are beyond their control, the discussant challenged the claim that the individuals involved in these examples could be said to have done something morally wrong, since they cannot be said to be directly responsible for the harming or killing of innocent people. It was also pointed out that additional substantive moral arguments would need to be provided to support the claim that the actions of these individuals are morally wrongful. In response, the presenter agreed that some more argument would need to be supplied in order to substantiate this normative claim, drawing on the contractualist moral theory presented in the latter half of the paper. Second, the discussant pointed out that, while he agreed with the paper's statement that victims of agential injustice are wrongfully burdened due to "economic, social, or cultural factors that are fundamentally unfair," no argument was given in support of this claim within the paper. In response, the presenter clarified that the aim of the paper was not to vindicate this claim, but rather to take this intuition as a

starting point and explore what kind of theoretical framework could elucidate and justify it. The presenter conceded that if no such framework could be given, then the intuition may have to be revised. Finally, the discussant stated that, although he agreed with the central thesis of the paper with regard to the existence of agential injustice, he disagreed with the claim that a relational egalitarian framework would provide the most convincing explanation of this phenomenon. A luck egalitarian framework, according to which justice requires removing inequalities that result from the effects of brute luck, may give us a more adequate explanation of the injustice of agential injustice. The presenter responded that, while it may be true that the luck egalitarian framework could be employed to explain agential injustice, there are also problems with the luck egalitarian approach that make it unattractive. In particular, the tendency of luck egalitarians to focus exclusively on the value or disvalue of the state of affairs does not appear to adequately capture our intuition that the victims of agential injustice have been specifically “wronged” in their capacity as moral agents.

### <自由論題（５）>

報告：横尾 祐樹（早稲田大学）「イタリア・ルネサンスにおける靈魂不滅と祖国への義務履行 —レオナルド・ブルーニによるプラトン翻訳と政治的著作の比較検討—」

横尾報告の要約：

本報告の目的は、レオナルド・ブルーニ(1370-1444)がプラトン翻訳時に作成した史料と彼の政治的著作との比較検討から、ブルーニの政治的著作におけるプラトン受容の痕跡を浮き彫りにするのを試みることである。従来、イタリア・ルネサンスにおけるプラトン受容の政治思想上の意義としては、メディチ家による君主政統治の正当化といった論点を取り上げることが常であった(Brown(1986))。だが、ブルーニが翻訳したプラトン対話篇—『クリトン』『パイドン』『ソクラテスの弁明』『書簡集』など—に付された序文などの記述を念頭に置きつつ、『ナンニ・ストロツィの葬儀における演説』における記述を検討すると、メディチ家政権獲得以前のフィレンツェにおける人文主義者の政治的著作にも、プラトン受容の痕跡を看取しうる。具体的には、ブルーニによるプラトン受容の痕跡として、(i) 応酬性に基づく祖国への義務履行、(ii) 靈魂不滅を前提とした祖国への義務履行、(iii) 徳の教育などの論点を挙げることができる。第一に、(i) 応酬性に基づく祖国への義務履行に関しては、ブルーニによる『クリトン』翻訳への筋書き、そして『クリトン』翻訳の本文における記述から、彼が応酬性に基づく祖国への義務履行を正当化する際に、プラトン対話篇に由来する記述に依拠している点を示すことができる。その一方で、キケロー『義務について』などのブルーニに対する影響は、少なくとも応酬性に関する論点に関しては確認できない。第二に、(ii) 靈魂不滅を前提とした祖国への義務履行に関しては、『パイドン』翻訳序文および『ソクラテスの弁明』への筋書きにおける記述の検討から、ブルーニによる『パイド

ン』および『ソクラテスの弁明』への関心が、靈魂不滅を前提とした来世における徳の報酬の享受といった論点に向けられていることを明らかにできる。そして、来世における徳の報酬の享受といった論点は、『ナンニ・ストロツィの葬儀における演説』『ニコラ・ディ・ヴィエーリ・デ・メディチへの書簡』などブルーニ執筆のテキストのみならず、ウベルト・ディチェンブリオ『国家に関する書物』やマッテオ・パルミエーリ『市民的生活』など、同時代の一般的な人文主義者に共有された論点である。第三に、(iii)徳の教育に関して、ブルーニの教育論『道徳上の学説に関する手引き』を検討する。(i)(ii)で検討してきた義務履行を可能にする上で、ブルーニは四元徳の一つである「勇敢さ *fortitudo*」を重視する。そして、ブルーニは自らの教育論の内部においても、靈魂と徳の問題を結び付けて議論しており、外的な条件や情念に揺らぐことなく、魂を一定の仕方です秩序付けることに教育の役割をみている。個別的な市民を対象とした徳の教育に基づく靈魂の秩序付けから、ブルーニによって拒絶された情念を活用しつつ、都市全体を対象にした外的な法制度の蓄積へと関心が推移している点に、ブルーニら一般的な人文主義者とニコロ・マキアヴェッリとの間にある断絶を指摘できる。

## <自由論題 (6)>

報告：中川 彩野 (早稲田大学)「複数キーワードオークションにおける均衡分析 ―グルーピングが均衡にもたらす影響―」

中川報告の要約：

本報告は Dhangwatnotai (2011)が提案したグルーピングという手法を用いて、複数キーワードオークションにおける均衡分析の結果を示した。グルーピングとは本オークションの売り手である検索エンジンが、複数の検索語句をまとめてオークションにかけるという手法である。本オークションの買い手である広告主は、検索エンジンが決定したグルーピングの構造に基づいて、検索語句ではなくグループに対して入札する。本報告は広告主が2人であるような状況において、検索エンジンがすべての検索語句を1つのグループにする場合と、2つのグループにする場合の2つの場合に分けて議論した。

均衡分析の結果、検索エンジンがすべての検索語句を1つのグループにする場合にはすべてのナッシュ均衡を導出し図示することが可能であり、広告主の評価値を加重平均した値(WAV)を入札する戦略が唯一の支配戦略であった。一方2つのグループにする場合には、片方の広告主がすべての検索語句でオークションに勝つ均衡の必要条件と十分条件を導出した。そしてこれらの条件においても WAV が重要な役割を果たすことを明らかにした。

そして本報告では、最後に均衡分析の結果を用いて均衡における検索エンジンの利潤と社会余剰を比較した。比較したのは検索語句を1つのグループにする場合、2つのグループにする場合、検索エンジンがグルーピングを導入せずに検索語句をばら売りする場合の3つの場合である。検索語句をばら売りする場合には広告主が自らの評価値をそのまま入札するという正直申告戦略が支配戦略である

ことが知られている。均衡における検索エンジンの利潤と社会余剰を比較した結果、検索エンジンの利潤はばら売りするよりもグルーピングを導入したほうが高いが、社会余剰はばら売りした場合が最も高いことが示された。これはばら売りの場合の支配戦略均衡では検索語ごとに広告主の評価値の大小に合わせた広告枠の割り当てができるものの、グルーピングを導入した場合にはいくつかの検索語句の広告枠の割り当てをまとめて決定するために、個別の評価値の大小に対応できないためであることが分かった。

本報告に対し、フロアからは理論分析だけでなく実験を行うことや、グルーピングの仕方を拡張することについてのコメントがあった。これらのコメントに対し、報告者は均衡分析によって得られた結果が実験室実験で実現するかを検討する実験を行う予定であること、理論分析の今後の課題として広告主の人数やグループの個数を増やすといった拡張が必要であることを応答した。

## <自由論題 (7)>

報告： 篠田 太郎 (早稲田大学)  
「 Unstructured Bargaining  
Experiment on Three-person  
Cooperative Games」

篠田報告の要約：

今回の発表では、三人協力ゲームの実験研究について発表を行った。協力ゲームはゲーム理論を大きく二つに分けた場合の一分野ではあるものの、もう一分野である非協力ゲームほど多くの人に浸透しているとは言い切れないため、協力ゲー

ムがどのような状況を表すものかというところから発表をスタートした。協力ゲームを定式化するプレイヤーや提携、提携値を説明した後、協力ゲーム理論では「提携形成」「利得分配」をその研究対象に据えていること、そして本研究を理解するうえで重要となる「優加法性」「支配」「コア」の概念を説明した。発表では「優加法的なゲームではプレイヤー全員による協力、すなわち全体提携が形成されることを理論において仮定しているが、現実的な交渉プロセスを考えればコアの非空なゲームでは必ずしも全体提携が形成されるとは言えないのではないか」という疑問を研究のモチベーションとして明らかにし、これを検証するための実験構造の説明に移った。本研究の実験構造において特徴となる「非構造的な」交渉環境について詳細な説明を最初に行った。非構造的な交渉環境とは、それまでに協力ゲームの実験で多く用いられていたような「非協力ゲーム的」交渉プロセスではなく、交渉時間の5分の中で「いつ」「誰が」提案を行ってもよく、更にそれに対する「受諾」「拒否」「保留」をどのように行っても構わないという環境のことである。また、実験には大きく分けると二つのトリートメントが存在し、自由に被験者間でタイプによる会話を行うことができるチャットウィンドウが「ある」「ない」がその別であることを説明した。また、聴講者がより実験の雰囲気をつかみやすいように交渉画面のスクリーンショットを紹介し、結果の説明に進んだ。本研究での主な成果は三つである。一つは「優加法性を満たすゲームというだけでは必ずしも全体提携が形成されず、コアが非空に存在することが重要な分水嶺

になっている」、二つ目は「チャットウィンドウによる、被験者間でのコミュニケーションが可能なトリートメントの方が不可能なトリートメントより全体提携が形成されやすい」、そして三つ目は「協力ゲーム理論で評価される各プレイヤーの力関係通りに利得分配が行われている」という点である。これらのことから、本研究のモチベーションやリサーチクエスチョンが間違っただけではなかったということを示し、今回の発表の締めくくりとした。

### <ポスター (1) >

報告：畠山 響（早稲田大学）「政治的「代表」の分析手法：<存在アプローチ>と<出来事アプローチ>の比較検討」

畠山報告の要約：

本報告では、「代表」概念の分析手法として最も主要とされている「現前」アプローチと「出来事」アプローチを取り上げ、どちらがより望ましいのかを検討した。本報告では、「出来事」アプローチによる「現前」アプローチへの批判を検討したのち、前者も後者のアプローチを暗黙理に取り入れてしまっていることを明らかにした。結論として、「代表」概念の分析には、「現前」と「出来事」を組み合わせる「混成」アプローチが最も望ましいことを示した。

### <ポスター (2) >

報告：遠藤 勇哉（東北大学）「ミサイルが飛ぶと女性候補者は評価され

ない？ジェンダーステレオタイプと投票行動」

遠藤報告の要約：

本論文ではジェンダーステレオタイプが有権者の投票行動に影響しているのかをコンジョイント実験を用いて検証する。コンジョイント実験の結果、ミサイル発射に対する不安を煽る情報を受け取った有権者は、そうでない有権者よりも女性候補者を支持しなくなることが分かった。さらに、男性の有権者はミサイル発射に関する不安を煽る情報を受け取ると女性候補者を支持しなくなる一方、女性有権者はミサイルの情報を受け取っても女性候補者を支持しなくなることも分かった。

### <ポスター (3) >

報告：Kwon Hyoji（早稲田大学）「The Effect of Empathy on Fairness Ideals」

Kwon 報告の要約：

In this study, we examine the effect of empathy on fairness ideals such as strict egalitarian, liberal egalitarian, and libertarian views. Since these fairness ideals coexist as individuals' distributional preferences, we classify the subjects' type through several distribution decisions. We then conduct a dictator game with or without allowing empathic consideration. The results of our experiment show that empathy increases average share to the receiver, but the effect of empathy differs among types of fairness ideals. Moreover, dictators who are classified as liberal egalitarian show the most

significant gap between the baseline treatment and empathy treatment. Our results imply that the effect of empathy is stronger than expected, but the degree is different between fairness ideals.

#### <ポスター（４）>

報告：Fang Xin（早稲田大学）「The Beauty Contest Effect in the Stock Price Prediction Experiments」

Fang 報告の要約：

Based on Ilomaki(2012), I designed a stock price prediction experiment to verify the relationship between the asymmetric information and the beauty-contest effect. The experiment contains two sessions. In the first session, all players are informed and given some private information about future stock price. In the second session, 30 players are informed and 3 players are uninformed. I applied LSDV and analysed the experiment data. The results showed that when there was no(or low level) asymmetric information, the beauty-contest effect did not occur.

#### <ポスター（５）>

報告：南 英明（早稲田大学）  
「Experimental Analysis of Hedonic Games」

南報告の要約：

Hedonic games は、個々人が所属する提

携上に選好を持つ状況を説明する。この状況下で安定的な提携構造を見つけることがこの理論の主要なテーマである。この状況を実験分析するために、個々人が所属したい提携を選択するという非協力的な提携形成ゲームを導入した。このゲームにおける「安定性」と強ナッシュ均衡の関係を、実験室実験を実施して研究した。実験では、半数以上のグループが「安定的」な提携構造に到達した。

## 事務局だより

### 【2019 年度総会について】

2020年9月18日(金)および24日(木)にオンライン会議システムの Zoom で、政治経済学会の第 11 回研究大会を開催しましたが、環境の制約から総会を同時開催することができませんでした。理事長・副理事長以下、理事会の判断により、総会については2021年3月にオンラインで実施する方向で調整しております。会員のみなさまには開催の見通しがつきましたら別途電子メールにてご案内をいたします。新型コロナウイルス感染症を原因とする致し方ない措置として各位のご理解・ご了解を賜ることができましたら幸いです。何か総会に関してご質問やご意見があれば事務局までご連絡ください。

### 【2018 年度会計報告】

多湖淳事務局長  
政治経済学会 2018 年度収支報告  
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

収入	
2017 年度繰入金	1,583,353 円
2018 年度会費納入小計	180,000 円
内訳：郵便振込み	166,000 円
現金	14,000 円
懇親会費	0 円
非会員参加費	9,000 円
2018 年度学会補助(経費補助)	85,000 円
利子	6 円
<b>収入合計</b>	<b>274,006 円</b>

支出

N L印刷発送費	32,969 円
会費振込用紙印刷・発送費	9,150 円
プログラム印刷郵送費	6,811 円
インターネット利用料	5,466 円
さくらインターネットサービスドメイン更新料	1,852 円
備品購入費	22,406 円
各種手数料、税金	2,446 円
学会当日諸経費	99,258 円
<b>支出合計</b>	<b>180,358 円</b>

<b>2019 年度繰越金</b>	<b>1,677,001 円</b>
-------------------	--------------------

【政治経済学会 第 12 回研究大会 自由企画セッション・自由論題報告 公募のお知らせ】

2021年3月10日(水曜日)に開催される政治経済学会の第 12 回研究大会(@Zoom)では、自由企画と自由論題報告を募集いたします。企画および報告の応募を希望される方は、下記の要領にしたがってご応募ください。

#### (1) 自由企画

自由企画は、報告・司会をパッケージにしてご提案いただくものです。これまででは原則として報告者自身で討論者を指定していただいておりますが、第 12 回大会よりコメンテーターの指定は任意となります。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、

会員の皆様で企画をご相談のうえ、グループにてふるってご応募下さい。英語での報告・討論を含めることも可能です。報告者の人数は原則として3名といたします。すべての報告者は事前にフルペーパーを提出し、討論者に送付することが義務付けられます。提出されたペーパーは、学会ホームページに掲載されます。

## (2) 自由論題

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。論題は自由です。英語での報告も可能です。自由企画と同様、第12回大会より討論者の指定は任意となります。報告者は事前にフルペーパーを提出し、(討論者を指定した場合は)討論者に送付することが義務付けられます。提出されたペーパーは、学会ホームページに掲載されます。

## 応募に関する重要なお知らせ

これまで自由企画・自由論題の応募をメールにて受け付けておりましたが、**第8回研究会より政治経済学会専用URLにて応募を受け付けております。**

応募方法：報告希望者は第一次募集2020年12月21日(月)15時までに、下記の項目を事務局URLに記入してください。

(フルペーパーの締め切りは大会開催の10日前頃を予定しています。)一次募集終了の段階で空きがある場合には第二次募集を行う可能性があります。その場合には、学会Webページで情報を提供します。

## 自由企画・自由論題 応募専用URL

<http://www.jape-net.org/meeting/contact.ht>

ml

①氏名、②所属、③連絡先(確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください)、④企画および報告のタイトル、⑤企画または報告の内容の要旨(800字~1,200字程度)、⑥自由企画の場合には、企画の参加者全員の氏名と所属、⑦自由論題の場合には、第1希望と第2希望のコメンテーターの氏名、所属、連絡先(電子メールアドレス等)。

2021年1月下旬までに審査を行い、採否を決定のうえ、お知らせいたします。

応募資格：自由企画の代表者は、現在会員の方に限ります(パネルには非会員を含めても構いません)。自由論題は原則として会員に限られますが、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます。入会申込書の提出は大会1ヶ月前を期限とします。非会員で自由論題報告に応募する場合は、入会申請予定であることを明記して下さい。

自由論題報告については、指導教授の推薦があり、学会が適当と認める場合には、2021年3月に修士課程を修了予定の大学院生(修士課程生)も報告が可能です。その場合は、学会ホームページから指導教授の方に御記入いただく当会所定の推薦状用紙をダウンロードし、報告の応募を行う際に併せて提出して下さい。下記の宛先に、郵送・学内便、または電子メールで送付して下さい。

推薦状の送付先

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1  
早稲田大学政治経済学術院  
多湖淳研究室  
電子メールアドレス：  
tago@waseda.jp

ご不明の点がおありの節は、事務局までお問い合わせください。ご応募およびご質問のメールは、以下までお寄せください。

事務局メールアドレス  
jape-office@list.waseda.jp

政治経済学会ホームページ  
<http://www.jape-net.org/>

#### 【会費納入について】

会費は、2020年度分を、郵便局を通して納入下さい。口座番号と会費は以下の通りです。

#### 郵便振替の場合

00180-5-441193  
口座名称 政治経済学会  
口座名称(カナ) セイジケイザイガッカイ

#### 銀行振り込みの場合

ゆうちょ銀行(9900)  
店番 019  
店名(カナ) 〇一九店(ゼロイチキュウ店)  
預金種目 当座  
口座番号 0441193  
口座名義 セイジケイザイガッカイ

#### 年会費

現職の教員、研究員、助手 2000円

院生、ポストドクター 1000円  
※満70歳以上の会員の方は年会費不要です。

年会費につきましては、学会の円滑な運営のために、早い時期に納入いただければ幸いです。以前の会費を未納の方は、この機会に合わせて納入していただけますよう、お願いいたします。

なお、休会の規定は設けておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

#### 【名簿更新について】

当学会は、情報環境の変化への対応や学会運営コスト削減のため、ニューズレターの電子データ化や学会関係の案内のEメールによる送付を順次進めて参ります。

つきましては、2020年度の所属や住所変更とともに、Eメールアドレスのご登録をお願い致します。また、既にご登録いただいているにもかかわらず、当学会からの案内・連絡がEメールで届いていないようでしたら、よくお使いになるアドレスを改めてご登録ください。

下記の専用URLまでアクセスして更新情報を記入ください。

名簿更新専用URL  
<http://www.jape-net.org/meibo/contact.html>

2020年10月

発行：政治経済学会  
代表理事 梅森 直之  
事務局長 多湖淳

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田 1 - 6 - 1

早稲田大学政治経済学術院

政治経済学会 事務局

TEL 03-3208-8534

FAX 03-3208-8567